生活サポートセット利用規約

株式会社 NEXT ONE

第1条 (本サービスの内容)

「生活サポートセット」(以下「本サービス」といいます。) は、株式会社NEXT ONE (以下「当社」といいます。) がお客様に対し、「生活サポートセット利用規約」(以下「本規約」といいます。) に基づき提供するサービスをいいます。尚、本サービスの詳細は別紙1に定めるものとします。

第2条 (本サービスの利用)

本サービスの利用を希望するお客様は、以下事項を確認・同意の上、当社の定める方法により本サービスを利用するための登録(以下「利用登録」といいます。)を行うものとします。尚、利用登録を完了させ、当社が承諾したお客様を「本サービス利用者」といいます。

- ①本規約の内容。
- ②本サービスの利用にあたり、本規約以外の契約約款(以下総称して「追加約款」といいます。)が適用される場合があることと、その内容。なお、追加約款の適用がある場合は、その内容を別紙 1 にて定めます。
- ③本規約(追加約款を含みます。)の内容が、次条で定める利用契約の内容となること。

第3条 (利用料金)

- 1. 本サービスの利用料金(以下「本料金」といいます。)は、別紙1に定める料金とします。
- 2. 本サービス利用者は、本料金を、新日本エネルギーサービス利用による電気料金との合算請求、クレジットカード決済、又は金融機関による口座振替、コンビニ決済等当社が定める方法にて、当社が指定する期日までに支払うものとします。
- 3. 本サービス利用者が月の途中で本サービスに申込む場合、及び、月の途中で本サービスに関する利用契約(以下「利用契約」といいます。)が終了した場合、当該月の本料金の日割り計算は行われないものとします。
- 4. 本サービス利用者が当社に対して支払った一切の料金は返還されないものとします。
- 5. 本サービス利用者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、当社に対する一切の債務を、利用契約が終了した日の属する月の翌月末日までに当社に対し弁済するものとします。

第4条(遅延損害金)

当社は、本サービス利用者が利用契約に基づく本料金その他の債務の支払を遅延したときは、本サービス利用者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、1年を365日とする年率14.5%の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。

第5条(お問い合せ)

本サービス利用者は、当社に対して本サービスに関する問い合せを行う場合、当社の定める方法により当社に対して連絡をするものとします。

第6条(本サービス・規約の変更)

- 1. 当社は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき本規約の内容を変更することがあります。この場合、本サービス利用者は本料金その他提供条件において、変更後の規約の適用を受けるものとします。
- 2. 当社は、本規約の変更を行うときは、変更を行う旨及び変更後の規約の内容並びにその効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに当社 Web サイトへの掲載その他第 10 条で定める方法により、本サービス利用者に対して通知します。

第7条(禁止事項)

本サービス利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものと します。

- ① 第三者又は当社の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ② 第三者又は当社の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ③ 第三者又は当社の名誉、信用を毀損し、又は誹謗中傷する行為。
- ④ 第三者又は当社に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為。
- ⑤ 関係法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為。

- ⑥ 申込に当たって虚偽の事項を記載する行為。
- ⑦ 本サービスに関連するデータの不正な改ざん、ソフトウェアやアプリケーション等の改変、逆アセンブル、逆コンパイル及びリバースエンジニアリング、並びにこれらに類する全ての行為及びこれらにより本サービスを不正に利用する行為。
- ⑧ 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメールを送信する行為。
- ⑨ 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメールを送信する行為。
- ⑩ 利益目的で自己の事業において利用する行為。
- ① 他人になりすまして各種サービスを利用する行為。
- ② 猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為。
- ⑤ 無限連鎖講(ネズミ講)若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- ④ 連鎖販売取引(マルチ商法)に関して特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)に違反する行 為。
- ⑤ ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為。
- ⑩ 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為。
- ① 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為。
- ® 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為。
- (9) 当社若しくは第三者の設備の利用若しくは運営、又は他の本サービス利用者の平均的な利用の範囲に支 障を与える行為又は与えるおそれがある行為。
- ② 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。
- ② その他、本規約の規定に違反すると当社が判断する行為及び当社が不適切と判断する行為。

第8条 (権利譲渡の禁止)

本サービス利用者は、当社の書面による事前の承諾なくして本サービス利用者として有する契約上の地位並びに権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は担保に供する等一切の処分をしてはならないものとします。

第9条(損害賠償)

本サービス利用者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害(逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。)等を全額賠償する責任を負うものとします。

第10条 (通知)

- 1. 当社から本サービス利用者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Web サイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。
- 2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日(但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日)に本サービス利用者に到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で本サービス利用者に到達したものとみなすものとします。また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点で本サービス利用者に到達したものとみなすものとします。
- 3. 本サービス利用者が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を 負わないものとします。

第11条(利用目的)

当社は、本サービス利用者に関する情報を、当社のプライバシーポリシー又は追加約款にて定めるほか、以下の各号に該当する場合において利用するものとし、本サービス利用者はこれに同意します。

- ① 本サービスを提供する場合(本料金等に関する請求・受付審査等を行う場合を含みます)。
- ② 本規約又は本サービスの変更に関する案内をする場合。
- ③ 本サービスに関し緊急連絡を要する場合。
- ④ 当社が取扱う各種商材に関する案内をする場合(メールマガジン及びダイレクトメールによる広告配信を含みます)。
- ⑤ 当社が、キャンペーン・アンケートを実施する場合。

- (6) マーケティングデータの調査、分析、新たなサービス開発を行う場合。
- (7) 当社及び業務提携企業に提供する統計資料の作成を行う場合。
- ⑧ 法令の規定に基づく場合。
- ⑨ 本サービス利用者から事前の同意を得た場合。

第12条 (免責等)

- 1. 当社は、戦争、内乱、火災、洪水、高潮、台風、地震、津波、落雷、その他の自然災害又は政府の規制大規模停電、長期のエネルギー不足、法令の改廃制定、感染症の蔓延またはこれに基づく政府若しくは地方公共団体による命令若しくは要請(法的強制力の有無を問いません。)等、当社の支配することのできない事由により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。
- 2. 当社は、本サービスの正確性、有用性、完全性、特定目的適合性、本サービスの利用について障害が生じないこと、本サービスの提供に関して第三者の知的財産権を侵害しないこと、本サービス利用者の期待する効果又は問題解決等の結果が得られること、その他本サービス利用者による本サービスの利用について一切の保証を行わず、本サービスの利用に基づき本サービス利用者が損害を被った場合でも、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
- 3. 通信回線や移動体通信機器等の障害、システムメンテナンス等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他本サービスに関して本サービス利用者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
- 4. 本サービス利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 5. 当社は、当社の責に帰する事由により本サービス利用者に生じた損害について、当該損害発生時までに当社が本サービス利用者より受領した本料金の合計額を上限として、本サービス利用者に対して当該損害の賠償を行うものとします。

第13条(報告義務)

- 1. 本サービス利用者が、氏名、商号、代表者、住所、連絡先、又はクレジットカードの番号・有効期間等の支払方法に関する情報等を変更する場合、当社に対して速やかに連絡を行うものとします。
- 2. 本サービス利用者が、前項に記載する変更後の氏名、商号、代表者、住所又は連絡先等の契約者情報の通知を怠った場合は、当社は当該契約者情報の変更がないものとして取り扱うことができるものとし、当社が本サービス利用者の変更前の氏名、商号、代表者、住所又は連絡先等の契約者情報に発送した書面等は、全て第10条第2項に定める時点において本サービス利用者に到着したものとみなします。
- 3. 本サービス利用者が、前項に基づく連絡を怠った場合、連絡の不履行に基づき生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

第14条 (第三者への委託)

当社は、本サービスに関する業務の一部又は全部を、本サービス利用者の事前の承諾、又は本サービス利用者への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。

第15条(秘密保持)

本サービス利用者は、本サービスの利用に関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとします。

第16条(本サービスの提供の停止及び利用契約の解除)

- 1. 当社は、本サービス利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供の一部又は全部を停止し、若しくは利用契約を解除することができるものとします。
 - ① 本サービス利用者が、本サービスに関する本料金の支払を一度でも怠ったとき。
 - ② 本サービス利用者が、第7条に定める行為を行ったとき。
 - ③ 本サービス利用者が仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ④ 本サービス利用者が、民事再生手続、破産、会社更生等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑤ 解散若しくは清算の決議をしたとき又は死亡したとき。
 - ⑥ 支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の 処分を受けたとき。

- (7) 被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
- ⑧ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたと当社が認めたとき。
- ⑨ 法人格、役員又は幹部社員が民事訴訟又は刑事訴訟の対象(捜査報道がされた場合を含む)となり、当社に不利益を与えたとき、又は、その恐れがあるとき。
- ⑩ 本サービス利用者、又はその経営権者、主要株主、若しくは役員が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、右翼団体、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はその他これに準ずる者を意味します。)の構成員若しくは関係者であることが判明したとき(これらの事実についての報道又は捜査機関からの情報提供があったときを含みます。)。
- ① 自己又は第三者をして、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動をし、 又は風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害したとき。
- ② 本サービス利用者が法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
- ② 本サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当社の本サービスの提供に支障を及ぼし又は及ぼすお それのある行為をしたとき。
- ③ 本サービス利用者が第13条に違反したとき。
- ④ 当社から本サービス利用者に対する連絡が不通となったとき。
- ⑤ 本サービス利用者が申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、若しくはそのおそれが あるとき。
- ⑥ その他、当社が本サービス利用者に対して本サービスを提供することが不適当と判断したとき。
- ⑰ 前各号に掲げる事項の他、本サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障を きたし、又はきたすおそれが生じたとき。
- ® 本規約の規定に違反すると当社が判断したとき又はその他当社が本サービス利用者に対して本サービスを提供することが不相当と当社が判断したとき。
- 2. 当社は、前項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したこと、若しくは、利用契約を解除したことにより本サービス利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第17条 (サービスの廃止)

- 1. 当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
- 2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、本サービス利用者に対し、廃止する日の1ヶ月前までに、その旨を通知します。
- 3. 当社は、本サービスの一部又は全部が廃止したことにより本サービス利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第18条 (解約)

本サービス利用者が、本サービスの解約を行う場合、本サービス利用者は当社に対して、当社が指定する方法にて解約の申請を行うものとします。尚、解約日は、当月の末日までに本サービスの解約手続きが完了した場合は、当該手続きが完了した日の属する月の末日となります。

第19条 (利用開始日)

当社にて、本サービス利用者が、本サービスに関する支払方法の登録が完了し、当社が本サービス利用者に対して、当該完了に関する通知書を発送した日又は別途当社が指定する日より、本サービス利用者は、本サービスの利用が可能となります。

第20条(期限の利益の喪失)

本サービス利用者が、第16条第1項の各号のいずれかに該当した場合、期限の利益を喪失し、当社に対する 債務を直ちに支払わなければならないものとします。

第21条(合意管轄)

本規約又は本サービスに関連して訴訟又は調停の必要が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条 (適用関係及び信義誠実の原則)

本規約に定めのない事項については追加約款の定めに従うものとし、本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、本サービス利用者と当社が誠意をもって協議し解決を図るものとします。なお、本規約の内容と追加約款の内容が矛盾・抵触する場合は、追加約款に明示されている場合を除き本規約の内容を優先するものとします。

第23条 (法令等の遵守)

本サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、関連法令及び本規約(追加約款を含みます。)を遵守する ものとします。

> 以上 2024年1月1日 制定

別紙1

■本サービスの詳細

1. 本サービスの内容

本サービスとは「近隣トラブルサポート by P サポ」(以下「トラブルサポート)といいます。)及び「優待サービス」(以下「優待サービス」といいます。)をセットにしたサービスを指します。

- (ア) 本サービスは、トラブルサポートと優待サービスを一体として提供するものであり、これらのサービスは個別には提供されません。
- (イ) 本サービス利用者は、本サービスをセットとしてのみ利用することができ、トラブルサポート又は優待サービスのいずれか一方のみを単独で契約することはできません。
- 2. 本サービス料金

月額1,050円+消費税

3. トラブルサポートの内容

「事件未満の小さなお悩み」に対して、相談員が相談を受け早期の解決支援を図り、その生活の文化的、経済的改善向上を図ることを目的とした、株式会社ヴァンガードスミスが運営する、生活に関する近隣トラブル解決支援サービスです。なお、本サービス利用者がトラブルサポートを利用する場合、別紙2に定める「近隣トラブルサポート by Pサポ利用規約」が追加約款として適用されます。また、「生活サポートセット利用規約」第22条の定めによらず、本規約の内容と「近隣トラブルサポート by Pサポ利用規約」の内容が矛盾・抵触する場合は「近隣トラブルサポート by Pサポ利用規約」の内容を優先するものとします。

4. 優待サービスの内容

本サービス利用者が優待サービスを利用する場合、下記の「ベネフィット・ステーション(個人)会員規約」が追加約款として適用されます。

https://bs.benefit-one.co.jp/BE-ONE/official/rule.html

別紙2

「近隣トラブルサポート by P サポ利用規約」

近隣トラブルサポート by P サポ利用規約

2024年1月1日施行

第1章 総則

第1条 (規約)

- 1. 本規約は、株式会社NEXT ONE が提供する「近隣トラブルサポート by P サポ」(以下「本サービス」という) の提供及びその利用に関する規約(以下「会員規約」という)を定めるものです。
- 2. 株式会社 NEXT ONE が提供する「近隣トラブルサポート by P サポ」の運営元は株式会社ヴァンガードスミス (以下「VS 社」という)であり、株式会社 NEXT ONE は、本規約に基づき株式会社ヴァンガードスミスが運営する近隣トラブル相談サービスを会員に提供します。
- 3. VS 社は運営上必要と判断した場合、本サービスを利用する者の承諾を得ることなく、会員規約を変更することがあります。この場合には本サービスの利用条件は、変更後の会員規約に基づくものとします。
- 4. VS 社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎にその利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」という)を設けることがあります。それらの諸規定は会員規約の一部を構成するものとします。
- 5. 会員は、会員規約の内容に同意して本サービスを利用するものとします。

第2条(定義)

- 1. 「会員」とは、会員規約に同意の上、VS 社所定の入会申込み手続き(会費納入を含む)を行いVS 社がこれを 承諾した者(個人)をいいます。なお、VS 社が、入会を承諾しない場合は VS 社が申込を知った日から1週間 以内に会員希望者に個別に通知し、入会を承諾する場合は所定の入会申込み手続き時に明示されたサービス 開始日から会員は本サービスを利用できるものとします。また、会員希望者は VS 社の会員となった時点で会 員規約の内容を承諾したものとみなします。
- 2. 会員には「個人会員」と「法人会員」があります。「法人会員」の契約は、法人が賃貸物件等を社宅等として利用することを目的に法人名義で入会申込み手続き(1社宅1室につき1契約扱いとする)をし、当該法人の役員・従業員、その他の使用人等が登録した住居に入居する場合に限ります。「法人会員」は、あらかじめ所定の入会申込み手続き時に明示された住所に入居中の方(以下「サービス対象者」という)に限定して本サービスが受けられるものとします。記載、若しくは会員規約第7条第1項の届出が無い方は本サービスの対象外とします。

第3条(本サービスの利用及び種類)

- 1. 会員は、会員規約の定めるところに従い本サービスを利用することができます。
- 2. サービス対象者も同様に本サービスを利用できるものとします。但し、会員規約若しくは諸規定等に特段の定めがある場合はこの限りではありません。
- 3. 会員は、サービス対象者が本サービスを利用する場合においては、サービス対象者に会員規約や諸規定を自らが遵守させる義務を負うものとします。
- 4. 会員及びサービス対象者が本サービスを利用する場合、VS 社が必要と判断する会員本人又はサービス対象 者の個人情報(名前、生年月日等)の提示(告知)、場合によっては顔写真付きの公的機関発行の証明書(但 し、証明書に登録されている住所が本サービス対象物件所在地と一致していること)の提示を必要とします。

第4条 (譲渡禁止)

会員は、取得した権利を第三者に譲渡、売買、質権の設定、その他の担保に供することはできません。

第5条(会費)

- 1. 本サービスの会費は、所定金額を、指定の方法にて支払うこととします。
- 2. 支払われた会費は、VS 社が申込みを承諾しなかった場合を除き、退会、又は会員資格を取り消された場合、 その他の理由の如何を問わず、一切返金しないものとします。但し、VS 社の都合により、本サービスの提供 が不可能となった場合には、会員期間に基づき、返金額がある場合にはその額を返金します。
- 3. 会費を滞納した場合、事前に個別の連絡がない限りは即時退会とし、サービスの提供を停止します。

第6条 (会員期間及び更新)

- 1. 本サービスの会員期間(サービス有効期間)は、一ヶ月単位となり、会費の日割り精算は行いません。
- 2. 会員期間は、月内での退会申請がない限り翌月への自動更新となります。

第7条(登録情報変更の届出)

- 1. 会員は、住所や連絡先等 VS 社に届出している内容(以下「登録情報」という)に変更があった場合は、所定の方法で速やかに変更手続きを取るものとします。
- 2. 前項の規定において、変更手続きの不履行や遅滞などによる登録情報の不備で、会員が不利益を被ったとしても、VS 社は如何なる責任も一切負いません。
- 3. 会員は、登録情報に変更がある場合にその届出を行わなかった時は、本サービスを受けられない場合があります。

第8条(退会・会員資格の取消)

- 1. 会員の都合により退会を希望する場合は、所定の方法でその旨を必ず届出をすることとします。なお、支払われた会費は、会員規約第5条第2項の規定により、一切返金いたしません。
- 2. 本サービスの利用期間、ならびに料金および支払い方法、解約日および解約方法については株式会社 NEXT ONE の運営するサービス「生活サポートセット」に準ずるものとします。
- 3. 会員が次のいずれかに該当した場合、VS 社は会員に通知・承諾なく、会員資格を取り消すことができるものとします。
- (1) 入会申込み時に虚偽の申告をした場合
- (2) 会員規約また諸規定等に違反した場合
- (3) 不要な問い合わせや悪質な嫌がらせ等で、本サービス業務に支障をきたした場合
- (4) 会費を滞納した場合
- (5) その他、VS 社が会員として不適格と判断した場合

第9条(反社会的勢力の排除)

- 1. 会員は、現在、次の何れにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4)暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等
- (8) その他(1)~(7) に準ずるもの
- 2. 会員が前項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、VS 社は会員に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、VS 社がその報告を求めた場合、会員は VS 社に対し、合理的な期間内に報告書を提出するものとします。
- 3. VS 社は会員が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員規約に基づく本サービスの利用を一時的に停止することができ、この場合、会員は、VS 社が利用再開を認めるまでの間、本サービスの利用ができないものとします。また、入会申込み後に本条第1項の何れかに該当することが判明した場合には、会員は、期限の利益を失い、VS 社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場合、VS 社は直ちに会員資格を取り消すものとし、且つその場合 VS 社に生じた損害を会員が賠償するものとします。

第10条(個人情報の収集・保有・利用について)

- 1. VS 社は、会員の個人情報の取り扱いについて以下のとおりとします。
- (1) VS 社は、本サービスの申込み又は利用等を通して知り得た会員の個人情報(以下「個人情報」という) について、個人情報保護法の諸規定を遵守し、善良なる管理者の注意をもって適正に管理します。
- (2) 会員は、VS 社が以下の会員等の個人情報を所定の方法で取得し、利用することに同意します。 本サービス開始日、会員の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、本サービスの停止・ 解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ。サービ ス対象物件が賃貸借契約の場合で、本サービス申込者(会員)と賃貸借契約者とが異なる場合は、賃貸借 契約者の契約者氏名、賃貸借契約者住所、賃貸借契約者物件名、賃貸借契約者号室。その他 VS 社が必要と 判断した事項等。
- (3) 会員は、VS 社が本サービス申込及び本サービス入会後のサービスの提供(会員相互間のトラブルに関する場合も含む)にあたり、以下の会員の個人情報を、専門相談員、協力会社その他 VS 社が必要と判断する者

に提供することをあらかじめ同意するものとします。

本サービス開始日、会員の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ。サービス対象物件が賃貸借契約の場合で、本サービス申込者(会員)と賃貸借契約者とが異なる場合は、賃貸借契約者の契約者氏名、賃貸借契約者住所、賃貸借契約者物件名、賃貸借契約者号室。その他 VS 社が必要と判断した事項等。

- (4) 会員は、VS 社が次の場合において個人情報を利用することにあらかじめ同意するものとします。
 - ①本サービスの他、マーケティング活動、新たな商品開発、若しくは改善等に役だてるための各種アンケートの実施
 - ②本サービスの業務遂行にあたり VS 社は第三者に業務を委託する場合があり、この場合業務遂行に必要な範囲で、当該委託先、提携先及びサービス提供会社(以下「提供会社」という)への会員等の個人情報の提供
 - ③個人又は公共の安全を守るために緊急に開示の必要性があると VS 社が判断したとき
 - ④本サービスの運営維持の為若しくは、VS 社の権利又は財産保護等に必要不可欠と判断したとき
 - ⑤申込承認作業及び本サービスの提供ならびに問合せ対応のため
 - ⑥本サービスに関する情報を通知するため
 - ⑦VS 社及び提供会社が行う宣伝物の送付、電子メール等の営業案内のため
 - ⑧本サービスの本来的・付帯的な機能・サービス等の提供又は会員の依頼に基づきサービス提供のため、 提供会社との間で取次ぎをする場合
 - ⑨その他、VS 社が会員のために必要と適正理由によって判断したとき
- (5) VS 社は、会員又はその代理人から、会員の個人上の利用目的の通知を求められた場合、又は会員の個人情報の利用の停止、消去、第三者への提供の停止を求められた場合は、VS 社の定める所定の手続きに従ってこれに応じることとします。
- (6) VS 社への個人情報の提供は任意によるものですが、VS 社が必要と判断する個人情報をご提出いただけない場合、VS 社が提供するサービスをご利用いただけない場合があります。
- (7) 会員より提供があり VS 社が取得した個人情報は、会員の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。但し、警察署や裁判所などの公的機関からの法令に基づく開示請求があった場合は除きます。

第11条(免責)

- 1. 本サービスから提供した情報、アドバイス等は、会員がトラブルを解決するための一手段であり、これらの利用を会員に強制するものではなく、その利用については、会員本人の責任と判断において行なうものとします。
- 2. VS 社は、会員が、本サービスからの情報、アドバイス等を利用した結果、あるいはこれを利用できなかった ことにより、会員又は第三者に何らかの損害が発生したとしても、損害賠償その他いかなる責任も負わない ものとします。
- 3. VS 社は、その状況等に鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否する場合があります。

第12条(管轄裁判所)

この会員規約に関し訴訟の必要性が生じた場合は、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 近隣トラブル解決支援

第13条(目的)

本サービスに係る加入者(以下「会員」という)を対象として、会員が被る第三者によるつきまとい被害、その他会員が管理及び居住する家屋等への不法侵入、SNS 利用等に伴うトラブル、近隣の住民や事業者などとのトラブルに関して、その初期対応のアドバイスや解決のために必要な手続きの案内のほか、行政機関、専門家や専門相談窓口の紹介など、会員に対し情報を提供し、会員のトラブル解決のサポートをするものとします。

第14条 (専門相談員)

本サービスは、以前に警察官の職にあった者のうち、前条に記載するつきまとい、不法侵入、SNS トラブル、近隣トラブル等に精通し、VS 社が専門相談員としてふさわしい能力を有していると判断し、指定した相談員によってなされるものとします。

第15条(利用資格)

本サービスは、会員及びサービス対象者に限り、利用できるものとします。

第16条 (利用方法)

- 1. 会員は、会員規約等に記載された内容等に従って、自らの責任と負担により、本サービスを利用するものとします。
- 2. ご利用・受付時間は、平日の午前10時から午後6時30分まで(土、日、祝、年末年始を除く)とします。 ご利用・受付時間以外の時間帯は会員専用メールフォームにて受付し、翌営業日以降の対応とします。
- 3. ご利用・受付時間内の利用方法は原則会員専用ダイヤルからのみとし、健康上の理由等やむを得ない場合を除き、利用資格のある相談者本人からの電話連絡を必須とします。正当な理由なく電話連絡を不可とされる場合、相談を中止することがあります。

第17条(サービス内容)

- 1. 会員から専用ダイヤル、又は、専用メールフォームで相談・問い合わせのあった、第13条に記載するつきまとい、不法侵入、SNS トラブル、近隣トラブル等に関する相談につき、下記の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行なうものとします。
- (1) トラブル解決のために必要な措置等の案内、注意点その他初期対応のアドバイス
- (2) 警察署、行政機関等の専門窓口、専門家等の案内
- (3) その他トラブル解決のサポートのために必要な情報
- 2. 本サービスは、弁護士その他の法律専門家によって行なわれる法律相談や法的交渉ではなく、法律相談等以外の情報提供その他の一般的なアドバイスを行なうものであり、何らかの法律事務を提供するものではありません。また、専門相談員が会員に代わって、第三者である相手方との交渉等を行うことは一切ありません。
- 3. 本サービスは、第三者によるつきまとい被害、その他会員が管理及び居住する家屋等への不法侵入、SNS 利用等に伴うトラブル、近隣の住民や事業者などとのトラブルに関する相談であり、下記の事項についての相談は対象外とします。電話相談中、サービス対象外の事項であると VS 社相談員が判断した場合には、相談を中止する場合があります。
- (1) 本サービスの会員期間以前に発生したトラブルの相談
- (2) 解決支援の対象とならない近隣との日常的なトラブルの相談
- (3) つきまとい行為とは直接関係のない恋愛に関する事項、信仰その他の精神的価値観に関する事項
- (4) 法令や社会通念に反する事項
- (5) その他、情報提供が著しく困難と認められる事項
- (6) その他、VS 社が対象外と判断した事項

第18条(相談方法等)

- 1. 会員は、近隣トラブル解決支援を受けるために、本相談ダイヤルを回数制限等なく利用できます。
- 2. 近隣トラブル解決支援サービス相談窓口

株式会社ヴァンガードスミス

相談方法:別途会員へ通知の専用ダイヤル、メールフォームによる

(平日 10:00~18:30 ※土日祝、年末年始を除く)

第3章 生活再建支援サービス

第19条(目的)

生活再建支援サービスは、悪質かつ継続的な嫌がらせ行為や不法侵入、ストーカー被害に遭われた会員に対する、生活を再建するための支援サービスです。

第20条(対象範囲)

- 1. 本サービスの開始後に次の事由のいずれかが発生し、会員がかかる事由を原因として転居を要する場合、又はその後も会員住居に住み続ける場合に、以後の生活を安心して過ごすために必要であると認められた対応について、本条第3項に定める範囲内で支援します。
- (1) 会員およびサービス対象者を特定対象として、嫌がらせ等の近隣の住民による違法行為に起因した被害が認められ、警察等公的機関に被害の届出がなされ、VS 社が転居その他対策の必要性を認めたとき
- (2) 会員およびサービス対象者を特定対象として、つきまとい行為もしくは不法侵入等の特定の者による違法 行為に起因した被害が認められ、警察等公的機関に被害の届出がなされ、VS 社が転居その他対策の必要性を 認めたとき
- (3) その他会員およびサービス対象者を特定対象とした、特定の第三者による継続的な嫌がらせ・迷惑行為等

- の発生が客観的事実として認められ、VS 社が安全のため緊急の対策を要すると認めたとき
- 2. 本サービスにおいて対応する生活再建支援とは、転居と転居せず住み続ける場合の居住物件の鍵交換や物件等の修理、一時避難、SNS 対策等とします。いずれも一年間に1回までの利用且つ上限10万円(税込)とします。
- 3. 本条は、本条第1項の事由が本サービス開始後に新たに生じた場合に限り適用され、本サービス開始より前に生じていた事象を起因とした事由には適用されません。